

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料交換機タイプ定時打出しにおいて、印字不良が認められたため、当該タイプを点検・修理	D	
2	1号機	制御棒スクラム電磁弁ヒューズパネル（2209G）の扉において、施錠不能が認められたため、当該鍵点検・修理	D	
3	1号機	碍子洗浄タンク点検手入工事において、タンクレベル計の部品（計5箇所）に劣化等が認められたため、当該部品を交換	D	
4	3号機	搬出物品測定時、許容値を超える汚染が認められたため、当該物品（カゴ台車）を回収	D	
5	3号機	タービン建屋排風機（HVE3-2A）切替時に手動起動不能が認められたため、当該操作スイッチ及び制御電源回路を点検・修理	D	
6	3号機	制御棒駆動水圧ユニット（46-27）のUシールコック弁（150-46-27）において、微小なひび割れによるリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉隔離時冷却系室局所空調機（HVH3-1）の冷水入口圧力計（76-315）において、指示不良（指針のふらつき）が認められたため、当該圧力計を点検・校正	D	
8	5号機	主蒸気ラインプラグ点検において、ホース外観確認時に亀裂（計8本）が認められたため、当該ホースを交換	D	
9	6号機	復水脱塩装置遠方操作盤室のパッケージ空調機（B）系において、冷房不良が認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
10	6号機	所内ボイラ給水ポンプ（B）のグラウンド（カップリング側・反カップリング側）のグラウンド押さえに締め代の減少が認められたため、当該グラウンドパッキンを交換	対象外	
11	集中環境施設	補助建屋に設置されている電気品エリア換気用排風機（A）入口ダンパ開閉操作時、ダンパの開閉不良（固着）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
12	その他	逃し安全弁の点検準備のため、配置換え作業中に台車に乗せた空の保管用キャスクを共用サブプレッションプール水サージタンク建屋大物搬入口壁面に接触損傷させたため、当該壁面を修理	D	
13	その他	低レベル放射性廃棄物用陸地処分用検査設備の自主検査時、ラベリング装置のプリンタ印字不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。  
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで